

- 本人が登録に来られない場合(代理人による登録)
 ※2回窓口に来ていただきます。 ◆即日登録できません。登録完了までに数日かかります。

<p>《1回目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録する印鑑 ● 代理人選任届NO.1(印鑑登録者本人が全て記入したもの) ● 代理人の本人確認書類 ※官公署発行の顔写真付き身分証(1点)の提示 または健康保険証・年金手帳等のうち2点の提示が必要 <p>☆申請者の本人確認及び意思確認のために本人自宅(住民登録地)に「照会書・回答書」を郵送します。</p>	<p>《2回目》…1回目の申請から30日以内に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 回答書(印鑑登録者本人が必要事項を記入したもの) ● 登録する印鑑 ● 代理人の印鑑(認印で構いません) ● 代理人の本人確認書類 ※官公署発行の顔写真付き身分証(1点)の提示 または健康保険証・年金手帳等のうち2点の提示が必要 ● 代理人選任届NO.2(印鑑登録者本人が全て記入したもの) ● 登録者の本人確認書類 ※健康保険証・年金手帳等(1点でよい)
---	--

「照会書・回答書」の流れ

